

23 西 審 使 第 11 号  
平成 24 年 1 月 26 日

西東京市長 坂 口 光 治 殿

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料の適正化について（答申）

平成 23 年 12 月 26 日付、23 西企企第 190 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

西東京市スポーツ施設条例（平成 17 年西東京市条例第 24 号）に規定するスポーツ施設使用料のうち、西東京市総合体育館及び東町テニスコートに関する部分について別紙のとおり改定する。

## 1 改定内容

(1) 西東京市総合体育館のうち、第1体育室及び第2体育室の利用料金の上限額を下表のとおり改める。

	施設名	利用料金の上限額			
		貸切り利用		個人利用(大)	個人利用(小)
		1区分/時間	全日	1区分/時間	
現 行	第1体育室 (全面)	6,400円/ 3時間	25,600円	250円/ 3時間	100円/ 3時間
	第1体育室 (半面)	3,200円/ 3時間	12,800円	250円/ 3時間	100円/ 3時間
	第2体育室	1,600円/ 3時間	6,400円	250円/ 3時間	100円/ 3時間
改 定	第1体育室 (全面)	7,600円/ 3時間	30,400円	250円/ 3時間	100円/ 3時間
	第1体育室 (半面)	3,800円/ 3時間	15,200円	250円/ 3時間	100円/ 3時間
	第2体育室	2,100円/ 3時間	8,400円	250円/ 3時間	100円/ 3時間

(2) 東町テニスコートの利用料金の上限額を下表のとおり改める。

	施設名	利用料金の上限額			
		貸切り利用		個人利用(大)	個人利用(小)
		1区分/時間	全日	1区分/時間	
現 行	テニスコート (1面)	800円/ 2時間	3,200円	800円/ 2時間	800円/ 2時間
改 定	テニスコート (1面)	1,200円/ 2時間	4,800円	1,200円/ 2時間	1,200円/ 2時間

## 2 実施時期

平成25年4月1日

### 3 附帯意見

他市と比較して低水準な料金設定となっている個人利用や、民間の類似施設との料金水準に大きな差がある施設については、追加費用の発生等による原価の変動の有無にかかわらず、今後、利用料金の増額改定を検討すべきである。

なお、この検討に当たっては、施設の設置目的に鑑み、各施設が引き続き有効に利用・活用されるよう十分に配慮することが必要であることを踏まえ、施設ごとの稼働率等の実状を個別に勘案しながら、柔軟な考察に努められたい。